

ハンナ・アーレントにおける「はじまり」の概念 (2)

—著書『革命について』を中心に—

松本 智治

日本大学大学院総合社会情報研究科

The Concept of “Beginning” in Hannah Arendt (2)

— In Reference to her Work *On Revolution* —

MATSUMOTO Tomoharu

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

In this continuation of my paper (1), I will go still further and discuss more fully Hannah Arendt's notion of the “beginning” as the key concept of her philosophy. *On Revolution* has been regarded as a work of political thought which compares the French Revolution with the American Revolution in terms of political ideas underlying historical events. However, Arendt has this to say: “revolutions are the only political events which confront us directly and inevitably with the problem of beginning.” These words show that it is not political events of revolutions but the problem of “beginning” that is central and essential to the subject of the book. Critically examining comments and studies made up until today about the concept of “beginning”, I will make a thorough-going theoretical consideration of the “beginning”, its connection with the notions of “revolution” and “liberty” and their significance for Arendt's philosophy.

II. 『革命について』

——その成立と主要概念——

1. 『革命について』執筆の経緯

『革命について』(*On Revolution*, 1963)の英文初版が発刊されたのは1963年、アーレントが57歳の時である。冒頭のAcknowledgments(感謝のことば)によると、この「革命について」というテーマは、1959年の春、「アメリカ文明特別プログラム」が主催し、プリンストン大学で行われた「合衆国と革命精神」に関するセミナーによってアーレントに与えられたものであった¹。しかしながら、本書で述べられている「革命」「自由の創設」「はじまり」といった概念への関心は、独り本書においてのみ言及されているわけではない。

第二次世界大戦後の1951年、『全体主義の起原』(*The Origins of Totalitarianism*, 1951)を公刊し、一躍アメリカ学界・言論界にデビューしたアーレントは、その後、ナチズムとは別のもう一つの全体主義

の解明に取り組む。ほかでもない、スターリニズムを生み出したマルクス主義(とりわけボリシェヴィズム)の解明である²。「マルクス主義の全体主義的要素 Totalitarian Elements of Marxism」と名付けられたその研究は9万語にもおよぶ大著になるとアーレントは考えていたが、最終的には、当初構想したような一つのまとまったものには至らなかった³。というのも、ヘーゲルおよびマルクスの「労働する動物」としての人間像への批判的考察は、いきおいヨーロッパにおける人間観全体の回復を成し遂げなくてはならない問題であることが明らかになってきたからである。

しかしながらその問題意識上に、彼女の優れた政治思想の著作が次々と生まれてくることとなる。「労働する動物」というマルクス主義人間観への分析と批判を土台とした主著『人間の条件』(*The Human Condition*, 1958)、マルクスとヨーロッパの偉大な伝統との関係を議論にとりいれた『過去と未来の間』

(*Between Past and Future*, 1961, 拡大版 1968)、そしてマルクス主義の歴史的分析のために集めた資料は、この『革命について』の著述に使用されたのである⁴。

さらに『革命について』は、こうしたアーレントの一連の西欧政治思想研究、そして全体主義研究のなかから生まれてきた作品であると同時に、アイヒマン裁判の傍聴（その成果は、『イェルサレムのアイヒマン』(*Eichmann in Jerusalem*, 1963, 拡大版 1965)として結実した) やイスラエル建国に対してユダヤ人知識人として取った姿勢とも、その問題意識は共通していた。アーレントは、この裁判の評価を巡って対立したゲルショム・ショーレム (Gershom Scholem) への手紙のなかで「……この問題についてわたしの考えを表明した、革命に関するわたしの本の第二章をご覧になってみてください」⁵と述べている。シオニストであるクルト・ブルーメンフェルト (Kurt Blumenfeld) を若き日より尊敬していたアーレントは、ユダヤ人としてシオニズムへの共感は十分持ちつつも、反ユダヤ主義の裏返しにしかない強引なイスラエル建国やアイヒマン裁判の行方は決して納得のいくものではなかった。

ここに、近代において理想的な共和政の樹立に成功したアメリカ革命——それは、ヨーロッパから命からがら脱出し、10年間国籍のない“根無し草”状態だったアーレント自身を市民として受け入れてくれたアメリカという社会が成立したルーツでもある——の実像を明らかにすることは、戦後のユダヤ人社会が新たな公的領域と新たなはじまりを形成することに貢献したいという意図、そして後述する「公的精神」という革命の宝を失った現代アメリカ社会への批判的視座を提供するという意図もあつたに違いないと推察される。『革命について』は、こうした背景のもとに成立した著作である。

2. 全体の梗概

『革命について』は、冒頭の「感謝のことば」に始まり、「序章 戦争と革命」から「第六章 革命的伝統と失われた宝」までの、全部で7つの章から構成されている。

序章 戦争と革命

War and Revolution

第一章 革命の意味

The Meaning of Revolution

第二章 社会問題

The Social Question

第三章 幸福の追求

The Pursuit of Happiness

第四章 創設(1)—自由の構成

Foundation I: Constitutio Libertatis

第五章 創設(2)—時代の新秩序

Foundation II: Novus Ordo Saeculorum

第六章 革命的伝統とその失われた宝

The Revolutionary Tradition and Its Lost Treasure

では本書の論点を論ずる前に、ここで各章の内容を先に確認しておこう。

序章では、「戦争と革命が二十世紀の様相をかたちづくってきた」⁶という、有名なレーニンの指摘から筆を起している。そして、両者の公分母たる「暴力 *violence*」の問題を論じつつ、そこから戦争と革命が「政治の領域外」で起こっていることを指摘する。そのことは「自然状態」と名づけられた前政治状態⁷を想起させるのであるが、そこに、革命が「そのあとにつづく一切のものからまるで渡ることのできない亀裂によって切り離されているようなはじまり *a beginning* の存在」⁸の問題と結びついていることを指摘する。つまり革命は、暴力を含んでいるという意味では戦争と同じく自然状態、前政治状態であるといえるものの、その後全く新しい政治的秩序を創出するという意味において、時間を切り分ける「はじまり」であるという側面をもっており、その意味で戦争よりも一層深い問題を含んでいるのである。

さらにアーレントは『旧約聖書』における「アベルのカイン殺し」とローマ創設神話にある「ロムルスとレムス殺し」を取り上げる。そして、人間の歴史のはじまりと暴力の問題（それは前政治状態としての自然状態である）を「はじめに犯罪ありき」という、まったくもってネガティブな言葉で表している。このことは、歴史上にはじまりをもたらすこと

が暴力や犯罪がないと成立しないのだというぐらい如何に困難であるかということを読者に示すとともに、本書後段で、この「はじまりの難問 the perplexities of beginning」を如何にしてアメリカ革命の建国の父たちが解決したのかを考察するための重要な伏線となっている。

第一章では、革命が近代に固有の現象であり、また「直接的かつ必然的にわれわれをはじまりの問題に直面させる唯一の政治的事件」⁹であると述べる。つまり革命とは、ポリュビオス的な政体循環史観における政変や、事物の流転といった単なる「変化」ではないのである。

そしてアーレントは、近代的な革命概念が「自由の観念」と分かちがたく結びついていることを訴える。「(十八世紀末の二つの大革命の) 筋書きについていえば、それは疑いもなく自由の出現であった」と述べ、『革命的』という言葉は自由を目的とする革命にのみ使うことができる」というコンドルセの言葉を引用し、またフランス革命が共和政を宣言した年を第一年とする革命暦を制定したことを挙げ¹⁰、「近代の革命を理解するうえで決定的なのは、自由の観念と新しいはじまりの経験とが一致する coincide ということである (松本試訳)」であると述べている¹¹。

そして、その自由の観念の内容として、ここでアーレントは、有名な「自由 freedom」と「解放 liberation」の違いを訴える。「解放」、そして解放の中に含まれている「liberty」としての自由(それは、「生命、自由、財産」への権利であり、「不正な拘束」からの自由である)は、本質的にネガティブなものであり、本来の自由 freedom とは異なるものである。アーレントによると本来の「自由」とは、「公的世界への参加」「公的領域への加入」なのであるという¹²。革命が解放と自由の両方の側面に関係していることは厄介な点である。実際、解放は自由の条件であり、軽視することはできない。

それでもなお、アーレントは「新しさのパス pathos of novelty」が存在し、新しさが自由の観念と結びついている場合にのみ、革命について語るができる」と述べる¹³。革命は単なる変化でも、単なる暴力でもない。「ある新しいはじまりという意味で

変化が起り、暴力がまったく異なった統治形態を打ち立て、新しい政治体を形成するために用いられ、抑圧からの解放が少なくとも自由の構成をめざしているばあいにはのみ、われわれは革命について語るができる」¹⁴のだという。

さらにアーレントは、イタリア初期ルネサンスのマキャヴェリの例、そして英国でのクロムウェル以後の王政復古時の例を引きながら、革命 revolution という言葉のルーツを探っていく。すなわち、革命とはもともと「復古 restoration」「復旧 renovation」を意味していたこと、革命の人々が「時代の新秩序 novus ordo saeculorum」を熱望もせず、新しさに対して不熱心であったにもかかわらず、天体の回転にも比すべきこの革命の流れが、時代の流れとして戻ることができない地点にまで来てしまった後になってから、私たちが通例「革命」としてイメージしているところの「新時代のパス」が現れたことを述べていく。

そして「革命とは何か」を知ろうとするならば、「人びとを反抗に駆りたてた権力の濫用や残虐行為や自由の剥奪とはまったく別に、革命がその全貌をあらわし、一種明白なかたちをとり、人びとの心にその魔力を投げかけはじめた歴史的瞬間に眼をむけなければならない。いいかえれば、フランス革命とアメリカ革命に眼をむけなければならない」¹⁵というのである。

第二章では、主としてルソーの有名な「一般意思 general will」の観念を、「多数者を一つに結びつけるもの以外のなにものでもない」¹⁶と批判しつつ、フランス革命が「自由の創設」ではなく「貧困と富の問題」という「社会問題の解決」に足を掬われることで、最終的には「革命の勢いを促進するために意識的に用いられた」¹⁷テロルによって悲惨な結末をもたらしたこと、そして「社会問題を政治的手段で解決しようとする試みはいずれもテロルを導き、ひるがえってそのテロルこそ革命を破滅に追いやるのである」¹⁸ことが述べられる。フランス革命を起因とする概念、すなわちルソーの一般意思、ヘーゲルの「自由は必然の果実 freedom is the fruit of necessity」¹⁹、そしてマルクスの「歴史的必然性 historical necessity」²⁰の共通点は、「いずれも群衆——国民、

人民、社会の事実上の多数——を一つの超人間的な抵抗しがたい「一般意思」によって突き動かされる超自然的肉体のイメージで見ているという点」²¹にあったのである。

それに対し、アメリカ革命の人々は、革命の進路が「自由の創設と永続的な制度の樹立」にあることを知っていた。彼らにとって人民とは「多数 *manyness*」であり、人々の「複数性 *plurality*」「複数者 *multitude*」²²は自明のことであった。そして、共和政における公的領域とは、「対等者のあいだでおこなわれる意見 *opinion* の交換によって構成されること」、「世論 *public opinion* の支配は専制の一形態」²³であることを知っていたのである。

第三章では、フランス革命の人々が、革命の目的を自由ではなく「貧困」（つまり、生命の「必然性」）の解決、社会問題の解決としての幸福に求めたのに対し、アメリカ革命の人々が、幸福というものを「公的権力への参加」ととらえていたことが述べられる²⁴。アメリカ革命の人々にとって、幸福とは「公的幸福」であった。「公的自由」すなわち「公的領域に入る権利、公的権力に参加する市民の権利」「統治参加者」となる権利²⁵こそが「自由」であり「公的幸福」であったことを彼らは知っていた。アメリカ革命の人々は、「革命とは自由の創設 *foundation of freedom* のことであり、自由が姿を現すことのできる空間を保証する政治体の創設のことである」ことを知っていたのである。

第四章では、第二章、第三章で述べられてきた「革命とは自由の創設である」の意味が深く述べられる。すなわち、自由の創設とは「共和政を樹立すること *foundation of a republic*」（*republic* の語源はラテン語における *res publica*、すなわち「公的なもの、公共のことがら」を表している）²⁶であり、アメリカ革命の人々の関心事は「どのようにして権力を樹立するか」「どのように新しい政府を創設するか」にあった²⁷。アメリカ革命の成功という幸運は、アメリカ革命の受け継いだ歴史的遺産が「制限君主政」であったことに加え²⁸、「植民地の人びとが、すでにイングランドと闘争する以前に、自治体に組織されていた」²⁹、つまり共和政の原初形態がすでにあったことに求められる。アメリカの建国の父たちは、アー

レントが『人間の条件』の中で説いた「活動 *action*」の大切さ³⁰、すなわち人間の複数性に基づいて、約束をなした約束を守る人間の能力こそが創設の能力であり、権力の源泉であることを知っていたのである。

第五章では、「はじまりの難問」というべき問題、つまり革命の創設時における「権威」の創設と歴史の「はじまり」の関連が論じられる。ローマの権威 *auctoritas*³¹は、ローマの創成と「結びつく *religare*」³²（これは宗教 *religion* の語源でもある）ことによつて成立するが、アメリカ革命においては、まさに「創設の行為そのものが含んでいた権威」³³として、つまり、はじまり *principium* と原理 *principle* は同時的 *coeval* なものであるという真実が歴史的に現前したのである。

この「革命とははじまりである」ということは、革命が「歴史的時間の連続的な連鎖のなかに割りこんできた非連続的な新しい出来事」³⁴であり、「時間の裂け目の日付を、年代記のやり方で、つまり歴史的時間の観点から定めるのも同然」であることを意味する。アーレントは、「はじまりには（神のような）絶対者を必要とする」というヘブライ・キリスト教的伝統の中で³⁵、古代ローマ的な解決、すなわち「創設の行為」そして創設者こそがはじまりの絶対者にして権威であるという解決をなしたのである。

最終章である第六章では、「公的自由 *public freedom*」「公的幸福 *public happiness*」「公的精神 *public spirit*」といった革命精神と革命的伝統が、いまやアメリカにおいても失われてしまったことを嘆く。その革命の失われた精神を取り戻すためには、「対立と矛盾のかたちで表現されている事柄を結びつけて考え、有意味に結合」することを試みるべきだという。すなわち、「右翼と左翼 *the right and the left*、反動と進歩 *reactionary and progressive*、保存（保守）主義と自由主義 *conservatism and liberalism*（松本試訳）」といった「一組の対立物 *pairs of opposites*」が政治に持ち込まれたのは、革命以後のことなのである³⁶。革命という「創設の行為のなかでは、それは相互に排他的な対立物 *mutually exclusive opposites* ではなく、同じ事柄の二つの側面 *two sides of the same event* であった」のであり、元来革命という新しい政治体の

創設というはじまりの行為には、「保存主義 conservatism」という「安定性に関する関心 the concern with stability」と「進歩的リベラリズム progressive liberalism」という「新しいものの精神 the spirit of the new」の双方が含まれているのである³⁷。

この離れてしまった対立を結びつけるには、今一度「公的精神」というものに目を向け直すべきだという。そしてアーレントは、第二章で述べた「多数性」「複数性」の議論を踏まえて、その公的精神が発揮されて形成されるところの共和政において、全員一致の意見ともいえるべき「世論」が支配することの危険性と、一人一人の異なった「意見」の大切さを訴える。

アーレントは以下のように述べている。

「全員が一致して抱いている『世論』の支配 the rule of a unanimously held 'public opinion' と、意見の自由 freedom of opinion とは決定的に相いれない」「すべての意見が同じとなったところでは、意見の形成は不可能である。」³⁸

そのうえでアーレントは、世論の支配を防ぎ意見の自由を保証する上院 the Senate と最高裁判所 the Supreme Court という制度的装置の、アメリカ共和政における絶対的な新しさ absolutely new と保守的 conservative 性格を論じる³⁹。さらに「郡区と市民集会 the township and the town-hall meeting」「共和政と区制 ward system」⁴⁰を検討し、「評議会 council は明らかに自由の空間であった」と述べ⁴¹、代議制よりも参加的民主主義的要素を持つ評議会の仕組みに高い評価を与えている。

最後に、「新しい精神、なにか新しいものをはじめの精神」⁴²という革命的精神が失われた今、「この失敗を償うことのできるもの」は、「記憶 memory」と「回想 recollection」を除いてほかにないことが語られる⁴³。最後にアーレントは「われわれの遺産は遺言書なしにわれわれに残される Notre héritage n'est précédé d'aucun testament」というフランスの詩人ルネ・シャールという言葉（つまり、私たちはアメリカ革命の制度的遺産は受け継いでいるが、共和政を創設したところの「革命精神」は失ってしまった、ということ）と、「生まれてきたからには次善のことは／生まれたもとのところにすみやかに戻ることだ」と

いうソポクレスの詩（これは、はじまりの「記憶」を「回想」せよという意味だと解釈できる）を紹介して本書を締めくくるのである。

なお付論するならば、『過去と未来の間』においてアーレントは、「序 過去と未来の間の裂け目」の冒頭を、上に挙げた「われわれの遺産は遺言一つなく残される」のルネ・シャールの言葉から始めている⁴⁴。

『過去と未来の間』は『革命について』と同時期に執筆・公開されたとはいえ、『革命について』の続編というわけではない。しかしながら『過去と未来の間』では、「過去と未来の間の裂け目」「革命の失われた宝」「はじまり」⁴⁵「伝統」「権威」「自由」といった、『革命について』で取り上げられたモチーフが再度にわたって登場する。本稿においても、適宜『過去と未来の間』も参照することとする。

3. 基本概念——「革命」と「自由」——

以上、『革命について』の章立てに沿って内容を概観してきた。ここから、解放と社会問題の解決に終始し公的領域としての自由の創設を行うことなく、テロルによって、はじまりもろとも押し流され革命精神を失ってしまったフランス革命よりも、共和政と公的空間の樹立に成功し、新たなはじまりを創設することに成功したアメリカ革命をこそアーレントが高く評価していること、そして革命とは「自由の創設」であり、また歴史上に現前したところの「はじまり」であることが明らかになった。

そこで『革命について』のキーワードである「革命 revolution」「自由 freedom / liberty」「はじまり beginning」の諸概念を詳しく見ていきたい。

(1) 「革命」

さて、本書『革命について』全体がもちろん「革命とは何か」という問いを論じているのであるが、ここではもう少し狭く、本書においてアーレントが「革命」という言葉をどのように意味づけているのか、述べていきたい。

アーレントは「序章 戦争と革命」および「第一章 革命の意味」において、革命とは大きく二つの意味を含有する事象のことだと定義している。その一つが「はじまり」であり、もう一つは「自由」で

ある。アーレントは次のように述べている。

「近代の革命を理解するうえで決定的なのは、自由の観念と新しいはじまりの経験とが一致する coincide ということである。（松本試訳）」⁴⁶

「革命が前面にもたらしたものは、この自由であることの経験だった。……この経験は、同時に、何か新しい事柄をはじめることができる人間の能力の経験でもあった。この二つのこと的一致、すなわち、新しさにたいする人間の能力を新しく経験したということが、アメリカ革命とフランス革命の両方に見られる巨大なパトスの根本をなすものである。……このような新しさのパトスが存在し、新しさが自由の観念と結びついている場合にのみ、革命について語る事ができるのである。」⁴⁷

「ある新しいはじまりという意味で変化がおり、暴力がまったく異なった統治形態を打ち立て、新しい政治体を形成するために用いられ、抑圧からの解放が少なくとも自由の構成をめざしているばあいのみ、われわれは革命について語る事ができるのである。」⁴⁸

しかしながらアーレントは、以上のような単純な定義を全編で押し通しているわけではない。実は「革命 revolution」という言葉は、その言葉のもともとの意味としても、また近代のヘーゲル・マルクス哲学においても、上記の定義とは正反対の意味合いを付与されてきたのである。

第一に「革命」という言葉は、そもそも「復古 restoration」を意味する言葉であったということがあげられる。「革命」という言葉にもっとも似つかわしそうな時代として、アーレントはまず、初期ルネサンスのイタリアを挙げる。そこでマキャヴェリ⁴⁹が支配者の暴力的打倒や統治形態の転換を表すのに使用した言葉は「政情の変動 mutazioni del stato」であり、それはキケロの言う「事物の変化 mutatio rerum」を指していた⁵⁰。さらに彼は、統一イタリア国民国家の創設を「復旧 rinovazione」であると理解していたのである⁵¹。

実は、旧体制を打破し新体制を希求した人々が、その運動を復古的なもの、あるいは過去から連続するものとしてとらえるのは、決してマキャヴェリに限ったことではなかった。

「革命はまず復古あるいは復旧として始まったのであり、まったく新しいはじまりの革命的パトスが生まれたのはようやく出来事そのものが進行過程に入ってからである。」⁵²

「最初の革命の人たち、つまり、革命をやり遂げるだけではなく、革命を政治の舞台に導き入れた人たちはけっして新しい事態 new things や時代の新秩序 novus ordo saeculorum を熱望してはいなかった。（松本試訳）」⁵³

「「革命」という言葉そのもののなかに依然として響いているのは、まさにこの新しさに対する不熱心さである。」⁵⁴

アーレントによると、「革命」という言葉が、天体の回転のように「予定された秩序の点に戻る」という復古的な意味合いで政治上最初に使われたのは、私たちがこんにち革命と呼んでいるもの、つまりクロムウェルによる有名なピューリタン革命（1641～1649年）のときではなく、逆に、1660年に「残余議会が打倒され、君主政が復古したときであった」というのである⁵⁵。さらに、1688年の名誉革命（スチュアート家が追放され、王権がウィリアムとメアリーに移った）のときも「革命」という言葉が使われたのであった。

つまり「革命」とは、ちょうど一年後に同じ場所に戻ってくる「天体の回転」のイメージどおり⁵⁶、もともと（王政への）「復古」を意味していたのであるが、この事実は「単なる意味論の遊び」や偶然の一致ではない。私たちが革命としてイメージしている17、18世紀の革命とは、——日本人にとっては、ちょうど明治維新がまさに王政復古であり、「大臣」はじめ古代律令制下の様々な官名が近代的装いで復活したように——元来「復古」を目指していた⁵⁷。「旧秩序にはっきりと終止符を打ち新しい世界の誕生をもたらす一過程の代理人であるという観念ほど、「革命」という言葉のもともとの意味からかけはなれた観念はない」⁵⁸、「（革命の人々が）望んでいることは物事が本来あるべき姿にあった古い時代に回転して戻る revolve back ことであると大真面目で弁明していた」というパラドックスが、「革命」という言葉には秘められているのである。

第二に「革命」という言葉からは、「天体の回転」

からイメージされる通り、抵抗できず、抗いがたい「不可抗力性の概念 *notion of irresistibility*」⁵⁹という意味合いが生まれてきた。そしてフランス革命で現実に現れた、圧倒的な力で押し流していくあの貧民の力に象徴される、抵抗できない歴史の流れは、ヘーゲルにおいて、絶対者が「自由」という形で歴史的過程を通じて現れるという「歴史の必然」の概念となって結実したのである（この自由と必然が弁証法的に和解するという考えはマルクス主義にも受け継がれた）⁶⁰。

以上のように、「革命」という言葉には、「本来の意味にも、また、それを最初に政治用語として比喩的に使ったばかりにも、そこには新しさ、はじまり、暴力、つまり、今日の革命概念と密接に結びついているすべての要素は目立って欠如していた」のである⁶¹。「革命」という言葉が、まったく新しいはじまりの革命的パトスを持ち始めるのは、ようやくその出来事が進行過程に入ってからなのであった。

しかしながら、近代においてアメリカ革命として「はじまり」をもたらした「革命」という言葉が、そもそも復古を求めた言葉であるということ、その事実をあえてアーレントが長くわかりにくい叙述でもって指摘していることに私たちは注目すべきであろう。すなわち、復古を求めていくという革命前半の局面においても、まったく新しいはじまりを創設するという革命後半の局面においても、それが依りかかるべき「権威」、または「絶対者」を希求しているということである。それが革命前半においては望ましい時代への復古（すでにある「はじまり」への復古）であり、後半においては、いわゆる「はじまりの難問」、つまりいかにして始原の権威を打ち立てるかという『革命について』後半の問題へとつながってくるからである。

(2) 「自由」

前述したようにアーレントは、革命とは大きく二つの意味、すなわち「はじまり」と「自由」を含有する事象のことだと定義した。それでは、この革命が含有するところの「自由」の意味について、アーレントはどのように考えているのであろうか。

前述の通りアーレントは「革命とは自由の創設で

ある」「(革命の)筋書きについていえば、それは疑いもなく自由の出現であった」と述べており、「自由」を巡っての解釈と議論は『革命について』の焦眉ともいべき部分となっている。

アーレントは本書において、通常日本語で「自由」と訳される言葉 *freedom* と *liberty* を明確に区別している。後者の *liberty* とは、「解放 *liberation* のなかに含まれている」⁶² 観念であり、「生命 *life*、自由 *liberty*、財産 *property* の権利」⁶³ 「不正な拘束からの自由」⁶⁴ である。

アーレントはこうした *liberty* は「(*liberty*) それ自体は基本的には運動の自由と同じ」「法によるものでないかぎり、投獄されたり拘束されたりされない……移動の力」(ブラックストーンが述べるような、主として英国の歴史における)すべての *liberty* は、欠乏と恐怖からの自由というわれわれ自身の主張も含めて、もちろん本質的にネガティブなものである。それは解放の結果ではあるが、決して *freedom* の実際の内容ではない」⁶⁵ と述べている。

それでは前者の自由、*freedom* とはいったい何なのであろうか。彼女は本書中で、*freedom* の意味を「公的關係への参加、あるいは公的領域への加入」⁶⁶ であると一貫して述べている。それは「公的 *public freedom*」なのであり、「政治現象としての *freedom* は、ギリシアの都市国家の出現と時を同じくして生まれた」⁶⁷ ものであるという。このギリシア都市国家出現とともに現れた自由を、アーレントは次のように説明している。

「公的 *public freedom* とは、人間が世界の圧力から意志的にそのなかに逃れることのできる内部的領域のことでなければ、意志に二者択一の選択を命ずる選択の自由 *liberum arbitrium* のことでもなかった。彼らにとって、自由は公的にのみ存在することができた *could exist only in public* ののである。それは感覚でとらえうる世界的なりアリティ *tangible, worldly reality* であり、天恵や才能 *a gift or a capacity* というよりは、人間が享受するために人間によって作りだされるものであった。つまり、それは自由が現われて *freedom appears*、すべての人に見えるようになる *becomes visible to all* 領域として、古代が知っていた人工的な公的空間 *manmade public space* あるいは公

的市場 market-place であった」⁶⁸と述べている。

こうしてみるとアーレントの複雑な叙述から、自由についての彼女の理解が見えてくる。すなわちリバティとは、アイザイア・バーリンがいうところの所謂「消極的自由 negative liberty, liberty from」⁶⁹、「～からの自由」に相当するものと考えられる（前述のように、奇しくもアーレントも「すべてのリバティは、……もちろん本質的にネガティブなものである」と語っている）。私たちが通常「国家権力からの自由」「不当な支配、抑圧からの自由」と呼ぶときの自由がこれであり、「言論・出版の自由」などもこれにあたる。日本語の「自由」も、「自らに由る」という字義通りに解釈すれば、第一義的にイメージされるのは「リバティ」の方であろう。

しかながらアーレントは、リバティとは「解放の結果」⁷⁰としてもたらされたものであり、また事実「解放はリバティの条件でもある」のであるが、決して「解放の結果得られるリバティがフリーダムの全体を物語っているというわけでもない」⁷¹という。彼女にとって、このフリーダム、公的自由の創設こそが革命の目的なのであり、常々、「解放」とこの「フリーダムの創設」が混同されることを嘆いている。前述の通り、「フリーダム」とは「公的領域に加入すること」であった。「一般的に言って、政治的自由とは「統治参加者であること」の権利を意味する」⁷²と、そして「十八世紀の政治用語にしたがって、（革命精神）を公的自由、公的幸福、公的精神と名づけてきた」⁷³とアーレントが述べるように、フリーダムとは共和政を構成する精神であり、このフリーダムの空間を構成する精神こそが「革命精神」でもあったのである。

さらにいうならば、この公的領域における公的自由とは、『人間の条件』で述べられている「活動 action」によって形成されるものであり、またこの活動を可能にする空間そのものであるといえよう。『人間の条件』においてアーレントは、活動とは人間の複数性 multitude（それは人間の差異性と平等性を内包する）に条件づけられた行為であり、それは言論行為 public speech によって代表されるとする。活動は「言葉と行為によって私たちは自分自身を人間世界の中に挿入する」「第二の誕生」であり、「はじま

り」なのであり、人間の「奇蹟創造能力」であると述べている⁷⁴。

こうしたアーレントの自由（フリーダム）についての認識は、『人間の条件』における叙述も踏まえると以下のように整理できるだろう。——人間は、複数性を持って（すなわち、複数性に条件づけられて）この地上に出生 natality した存在である。であるからこそ、人格 persona を持った主体として自らを公的空間で暴露する言論行為によって、この地上に「活動」の領域としての公的空間を創造するよう条件づけられている。そして革命とは、こうした人間の公的自由の領域を新たに創造し、その事実を多くの人々が、そして後世の人々が目にすることができる visible 歴史的事象である、と。

《凡例》

アーレントの著作については、原書を下記の略号で記し参照箇所を記したのち、邦訳があるものは該当する箇所を併記した。

BPF : *Between Past and Future*, (introduction by Jerome Kohn), Penguin Books, New York, 2006. (1st pub., 1961; expanded vol., 1968). (引田隆也・齋藤純一訳『過去と未来の間』みすず書房、1994年)

EU : *Essays in Understanding: 1930-1954*, (edited and with an introduction by Jerome Kohn), Schocken Books, New York, 2005. (1st pub., 1994). (齋藤純一・山田正行・矢野久美子共訳『アーレント政治思想集成 1 組織的な罪と普遍的な責任』みすず書房、2002年；同共訳『アーレント政治思想集成 2 理解と政治』みすず書房、2002年)

HC : *The Human Condition*, 2nd ed., (introduction by Margaret Canovan), The University of Chicago Press, Chicago, 1998. (1st ed., 1958). (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年)

OR : *On Revolution*, (introduction by Jonathan Schell), Penguin Books, New York, 2006. (1st pub., 1963; revised ed., 1965). (志水速雄訳『革命について』合同出版、1968年；ちくま学芸文庫、1995年。本稿では、主としてちくま学芸文庫版を使用し、必要に応じて合同出版版も参照した)

ÜR : *Über die Revolution*, Piper Verlag GmbH, München,

1965. (OR のドイツ語訳版)

《注》

¹ OR, Acknowledgments. 邦訳、「感謝のことば」(9頁)

² いわゆる「スターリン批判」(1956年)以前に、ソヴェト・マルクス主義、特にボリシェヴィキズムと全体主義との問題点をアーレントが十分に意識できていたのかどうかは、筆者にも一定の疑問が残っている。

しかしながらアーレントは、1952年冬頃に提出したグッゲンハイム財団研究所助成金への申請書において、この「マルクス主義の全体主義的要素 Project: Totalitarian Elements of Marxism」と名づけた研究の意義を次のように述べている。

『全体主義の起原』のもっとも重大な欠陥は、ボリシェヴィキズムのイデオロギー的背景に関する十分な歴史のおよび概念的分析が欠けていることである。この欠陥は、熟考 deliberate のうえでのものであった。終局的には全体主義的形態の運動や政体に結晶するその他のすべての要素は、ヨーロッパの伝統的な社会的政治的枠組みが壊れた時と所にもみ現れ出る西欧の歴史の地下の潮流 *subterranean currents* にもとをたどることができる。人種差別主義と帝国主義、汎化運動 *pan-movements* の種族的ナショナリズムと反ユダヤ主義は、西欧の偉大な政治的哲学的伝統と何の関係もない。全体主義の衝撃的な新奇さ、すなわちその統治のイデオロギーと方法がまったく先例がなく、またその主義信条が通常歴史的用語による適切な説明を超えているという事実は、次のような要素にだけ重きを置きすぎると容易に見落とされる。その要素とは、背後に立派な伝統を持ち、その批判的検討は西欧の政治哲学の主要な教義 *the chief tenets* の批判を要求する要素——マルクス主義である。」(Elisabeth Young-Bruhl, *HANNAH ARENDT For Love of the World*, Yale University Press, New Haven and London. 1982, p.276, p.516(Note 26). 邦訳: 荒川幾男・原一子・本間直子・宮内寿子訳『ハンナ・アーレント伝』晶文社、1999年、374-375頁、657頁注26)。

すなわち、全体主義的運動のすべての要素は、ヨーロッパの伝統的な社会的政治的枠組みが壊れたところに生じている。しかしマルクス主義は、背後に立派な

伝統をもち、その批判的検討は西欧の政治哲学の主要な考え方への批判を必要とする。だからこそ『全体主義の起原』においては、ボリシェヴィキズムおよびマルクス主義の歴史的考察についてあえて「欠落」させたのであり、これから満を持してマルクス主義の研究に取り組むのだというのである。

以上の記述、そしてアーレントのマルクス主義研究から結果的に生まれることとなった主著『人間の条件』における、「労働する人間像」へのラディカルな批判を考え合わせると、アーレントは「スターリン批判」に代表される1950年代の共産主義陣営への政治的な立場とは別の、より深いレヴェルにおいて、スターリン批判以前からボリシェヴィキズムの問題点について考察を深めていたと考えられる。

なお、欧米における最新のアーレント研究集成である『アーレント手引き 生涯・著作・影響』(*Arendt Handbuch: Leben-Werk-Wirkung*, herausgegeben von Wolfgang Heuer, Bernd Heiter und Stefanie Rosenmüller, Metzler, Stuttgart/Weimar, 2011, S.44-45.)においても、ジェローム・コーン(Jerome Kohn)が同様の趣旨のことを述べている。

³ 米国・議会図書館に所蔵されていたこの研究の断片は、死後世界に先んじて我が国において佐藤和夫編、アーレント研究会訳『カール・マルクスと西欧政治思想の伝統』(大月書店、2002年)として上梓された。

⁴ Elisabeth Young-Bruhl, *HANNAH ARENDT For Love of the World*, pp.276-279. 邦訳 374-378頁。

⁵ 矢野久美子「『政治的思考』の《始まり》をめぐって」『現代思想』第25巻第8号、1997年、214頁。

⁶ OR, p.1. 邦訳 11頁。

⁷ OR, p.9. 邦訳 23頁。

⁸ OR, p.10. 邦訳 24頁。

⁹ OR, p.11. 邦訳 27頁。

¹⁰ すなわち、王政が廃止された翌日のグレゴリオ暦1792年9月22日がフランス革命歴元年(一年)元日とされた。

¹¹ OR, p.19. 邦訳 38頁。なお筆者が「一致する」と訳した *coincide* は、志水訳では「同時的である」と訳されている。しかしながら、*coincide* の2つの意味(同時に起こる; 一致する)および『革命について』ドイツ

語訳版 (*Über die Revolution*, 1965) では「*miteinander verkoppelt* (相互に結合)」と訳されている (ÜR, S.34.) ことを鑑み、これは単に時系列的にその発生が「同時」になるだけでなく、自由の観念とはじまりの経験が相互に不可分のものである (それゆえ「同時的」でもある) という理解のもと、筆者は誤解がなくかつ簡潔な表現である「一致する」を採用した。

Hannah Arendt Newsletter の編集責任者であるヴォルフガング・ホイヤー (Wolfgang Heuer) によると、アーレントは OR の執筆 (1963 年) の後に、そのドイツ語訳版として ÜR を公刊 (1965 年) したが、ÜR の文体と内容は単なる OR の翻訳に比べてはるかに自由であり、また OR が簡潔かつ正確な記述であるのに比して、ÜR は精巧かつ巧みな修辭が特徴的であると述べている (*Arendt Handbuch*, S.89-90.)。また、アーレントは 1964 年のテレビ番組 ‘Zur Person’ でのギュンター・ガウスとの対話「何が残った? 母語が残った *Was bleibt? Es bleibt die Muttersprache.*」において、「私はつねに意識して、母語を失うことを拒んできました。…英語に対しても、私はある程度距離を保ってきました。……ドイツ語は残された本質的なものであり、私は意識していつも保持してきたのです」(EU, pp.12-13. 邦訳『アーレント政治思想集成 1』19 頁) と述べている。

以上を踏まえ本稿では、アーレントが最初に執筆した版であり、また「簡潔かつ正確」な記述である OR とその邦訳版を基本的に参照しつつも、意味の取りにくい文意については、このように ÜR も参考にして文意を確認した。

¹² 「公的領域への参加」については、本章第 3 節「基本概念——「革命」と「自由」——」(2)「自由」にて詳述。

¹³ OR, p.24. 邦訳 46 頁。

¹⁴ OR, p.25. 邦訳 47 頁。

¹⁵ OR, p.34. 邦訳 60 頁。

¹⁶ OR, p.67. 邦訳 116 頁。

¹⁷ OR, p.90. 邦訳 148 頁。

¹⁸ OR, p.102. 邦訳 166 頁。

¹⁹ OR, p.45. 邦訳 76 頁。

²⁰ OR, p.52. 邦訳 94 頁。

²¹ OR, p.50. 邦訳 90 頁。

²² OR, p.83. 邦訳 138 頁。

²³ OR, p.83. 邦訳 139 頁。

²⁴ OR, p.118. 邦訳 194-195 頁。

²⁵ OR, p.118. 邦訳 195 頁。

²⁶ OR, p.132. 邦訳 221 頁。

²⁷ OR, p.139. 邦訳 231 頁。

²⁸ それに対し、フランス革命のそれは「絶対主義」であった。つまり、「革命は、それが打倒する統治形態によって前もって決定されることぐらい当然なことはないように思われる」とアーレントは指摘する。OR, p.146. 邦訳 242 頁。

²⁹ OR, p.156. 邦訳 255 頁。

³⁰ 「活動」については、HC, pp.7-9. 邦訳 19-21 頁にて簡潔に、また HC, pp.175-247. 邦訳 285-402 頁にて詳細に論じられている。

³¹ 「権威」を意味するラテン語 *auctoritas* は、「増大すること、増加すること」を意味する *augere* を語源とする。なお、英語 *authority* (権威) は、*author* (～を生み出す、書く。作家) から派生した語であり、「新たなものを作為する力」を表している点で、このラテン語 (*auctoritas*, *augere*) と相似した関係を示している。

³² OR, p.190. 邦訳 317-318 頁。なお *religare* (結びつく) は「宗教 *religion*」の語源でもある。これに関して OR では以下のように述べられている。「革命と憲法にたいする彼ら (アメリカ革命の人びと) の態度がいくぶんでも宗教的と呼べるとすれば、「宗教」(*religion*) という言葉を、そのオリジナルなローマの意味で理解しなければならない。つまり……アメリカ人の敬神 (*piety*) は、はじまりにさかのぼってそれに結びつくこと (*religare*) にあった。」(OR, p. 190. 邦訳 317-318 頁)

³³ OR, p.191. 邦訳 319 頁。

³⁴ OR, p.197. 邦訳 327 頁。

³⁵ OR, p.198. 邦訳 329 頁。

³⁶ OR, pp.215-216. 邦訳 362-363 頁。

³⁷ OR, pp.214-216. 邦訳 361-363 頁。

³⁸ OR, pp.217. 邦訳 366 頁。

³⁹ OR, pp.217-223. 邦訳 365-374 頁。

⁴⁰ OR, pp.227-228, 240-241. 邦訳 379-381、398-399 頁。

- ⁴¹ OR, p.256. 邦訳 420 頁。
- ⁴² OR, p.272. 邦訳 441 頁。
- ⁴³ OR, p.272. 邦訳 442 頁。
- ⁴⁴ BPF, p.3. 邦訳 1 頁。
- ⁴⁵ 『過去と未来の間』の大きなテーマとして「はじまり」の問題が横たわっていることは、同書 PENGUIN CLASSICS 版の Introduction において、ジェローム・コーンが「はじまりの神 the god of beginnings」たるヤヌス Janus 神 (PENGUIN CLASSICS 版の表紙にデザインされた神であり、その二つの顔は一方は過去を、他方は未来を向いている) についての記述から開始していることから推察できよう。BFP, pp.vii-viii.
- ⁴⁶ OR, p.19. 邦訳 38 頁。
- ⁴⁷ OR, p.24. 邦訳 45-46 頁。
- ⁴⁸ OR, p.25. 邦訳 47 頁。
- ⁴⁹ アーレントは『過去と未来の間』においてマキャヴェリを、「近代のとば口に立ち、革命という言葉こそ用いないが、最初に革命について考えた」政治思想家であると言い、「マキャヴェッリが近代の諸革命の父祖と目されるのは、まさにこの二つの点、つまり創設の経験を再発見したことと、そして至高の目的のためには(暴力的)手段は正当化されるとこの経験を解釈し直したことによる」と高く評価する。BPF, p.136, 139. 邦訳 185, 190 頁。
- ⁵⁰ OR, p.26. 邦訳 48 頁。なお、志水速雄訳における「マキャヴェリが……依然としてキケロのいう事物の変化 (mutatio rerum) とか政情の変動 (mutazioni del stato) を用いている……」という箇所は、原文では "... Machiavelli still uses Cicero's *mutatio rerum*, his *mutazioni del stato*, ..." と述べられている。志水訳は his を Cicero's として訳出し、*mutatio rerum* と *mutazioni del stato* の双方の言葉があたかもキケロの言葉のように記述している点、不適切である。
- ⁵¹ OR, p.27. 邦訳 49-50 頁。
- ⁵² OR, p.27. 邦訳 50 頁。
- ⁵³ OR, pp.31-32. 邦訳 56-57 頁。
- ⁵⁴ OR, p.32. 邦訳 57 頁。
- ⁵⁵ OR, p.33. 邦訳 58-59 頁。なおアーレントは *OED* (*Oxford English Dictionary*) の記載をもとに、1660 年の政変時に *revolution* が使われ始めたと述べているが

(OR, p.278. Notes 26. 邦訳 86 頁、原注 26)、一般的には、この政変(王政復古)は *restoration* と呼ばれている。(日本の明治維新も *Meiji Restoration* と通常訳される)。Simpson, J. A. and Weiner, E. S. C., *Oxford English Dictionary*, 2nd edition, Clarendon Press, Oxford, 1989, pp.754-755. (*restoration* の項 2) ; pp.840-841. (*revolution* の項 8a,b)

⁵⁶ 「革命 *revolution*」という言葉は、コペルニクスの著書に『天体の回転について *De Revolutionibus Orbium Coelestium*』とあるように、もともと天文学上の用語であり、循環する周期的運動を表していた。OR, p.32. 邦訳 57 頁。

⁵⁷ OR, p.33. 邦訳 58-59 頁。

⁵⁸ OR, p.32. 邦訳 58 頁。

⁵⁹ OR, p.37. 邦訳 65 頁。

⁶⁰ 現代においても、共産党政権や労働組合の声明文には「歴史の必然」「圧倒的多数の支持」といった不可抗力性 *irresistibility* を想起させる用語の使用が見られる。

⁶¹ OR, p.37. 邦訳 65 頁。

⁶² OR, p.19. 邦訳 39 頁。

⁶³ OR, p.22. 邦訳 42 頁。

⁶⁴ OR, p.22. 邦訳 43 頁。

⁶⁵ OR, p.22. 邦訳 43 頁。

⁶⁶ OR, p.22. 邦訳 43 頁。

⁶⁷ OR, p.20. 邦訳 40 頁。

⁶⁸ OR, p.115. 邦訳 190 頁。

⁶⁹ Sir Isaiah Berlin, *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press, New York, 1969, pp.121-131. 邦訳: 小川晃一・福田敏一・小池銈・生松敬三共訳『自由論(新装版)』みすず書房、2000年、303-318頁。

なお、この「消極的自由」に對置されるとバーリンが考える「積極的自由 *positive freedom*」については、バーリンは否定的見解を示している。これはバーリンが、「積極的自由」について、「他のひとびとを「より高い」レヴェルの自由まで高めるために、あるひとびとによって加えられる強制を正当化するのに有機的な暗喩を用いることの危険性」(Berlin, *Four Essays on Liberty*, pp.132. 邦訳 321 頁)と述べているように、「積極的自由」をルソーの「一般意思」やヘーゲルの「自

由は必然の果実」に表されるもの、すなわちフランス革命をベースとした文脈でとらえているからであり、アメリカ革命的な freedom としての自由の概念を想定していないためである。ここにおいて、バーリンとアーレントにおける「自由」の解釈は、対照的な方向を向くこととなる。Berlin, *Four Essays on Liberty*, pp.131-172. 邦訳 319-390 頁。

しかしながらアーレントも、「革命を描写し、解釈するのに今日用いられているこの二つの比喩（産みの苦しみの比喩と、仮面を剥がすという比喩のこと。松本注）のうち、有機体の比喩 organic metaphor が革命の理論家だけでなく——実際マルクスは「革命の産みの苦しみを非常に好んだ——歴史家にも好まれるようになったというのはまったく特徴的なことである。」

(OR, p.96. 邦訳 158 頁)と、革命運動を有機生命体に喩えることに否定的見解を表している。そしてアーレントは、persona が演劇の用語から採られたことを示しつつ、自然人としての「人間」ではなく、政治的、公的舞臺における persona を持った人間（法的人格 a legal personality)としての「活動」を評価するのである。OR, pp.96-99. 邦訳 158-162 頁。

法的人格を持った個人が公的領域に参加する際に、バーリンの言う「消極的自由」の保障が徹底されていなければならないことは当然のことであり（例えば、民主主義政治における「思想・良心の自由」「表現の自由」「言論・出版の自由」の重要性を想起せよ）、この意味において、アーレントとバーリンの思想には一致点を見いだすことができるのである。世論の支配を警戒し、個人個人の「意見」を重視したこと（OR, pp.217-218. 邦訳 365-366 頁）や、上述したルソーの一般意思のように複数性が事実上単一性となることを批判した（OR, pp.64-69. 邦訳 112-119 頁。なお、この複数性と単一性を巡る議論については、後述する「Ⅲ. 「はじまりの難問」——その困難性と解決の方向—— 2. 革命運動の本質と「オートポイエシス」を参照のこと）ことにみられるように、アーレントもバーリンも、ともにルソー、ヘーゲル（およびマルクス）がイメージする、一つのものに統一されていく国家観に反対している点では共通しているのである。

⁷⁰ OR, p.22. 邦訳 43 頁。

⁷¹ OR, p.23. 邦訳 44 頁。

⁷² OR, p.210. 邦訳 356 頁。この文脈から、アーレントの述べるフリーダムや公的自由を、言葉の本来の意味に基づいて「積極的自由」「～への自由」と呼んでも差支えないと筆者は考えている。ただし、その内容および評価は（「消極的自由」「積極的自由」概念の発案者である）バーリンのものとは大きく異なっており（注 69 参照）、誤解されないよう注意が必要である。

⁷³ OR, p.213. 邦訳 359 頁。

⁷⁴ HC, ch.V.(pp.175-247.) 邦訳 286-386 頁。

(Received:September 30,2012)

(Issued in internet Edition:November 1,2012)